

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第78回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成29年2月24日（金） 13：30～15：05

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）秋葉康弘，伊藤眞，稲川龍也，井堀利宏，今田幸子，岩井重一，田中成明（委員長），明賀英樹（敬称略）

（庶務）中村総務局長，門田審議官，清藤総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，板津人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成29年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成29年4月期の出向からの復帰候補者について
- ・ その他

#### （2）次回の予定等について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成29年1月の新任判事補候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びその候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成29年下半期の判事補から判事への任命候補者

及び判事の再任候補者，平成29年4月期の出向からの復帰候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成29年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から，2月17日（金）午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され，作業部会長である伊藤委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，6月14日（水）までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する，地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については，これまでと同様の方法による，具体的には，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し，所属の検察官又は弁護士が，指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し，検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。

なお，昨年2月及び9月の当委員会からの依頼にもかかわらず，一部の弁護士会等においては，前回は弁護士会等を経由して情報が提供されたことから，今回は，全国一律の方法ではなく，状況が改まらない弁護士会等を所管する地域委員会から，当該弁護士会等を特定して，当委員会が要請する方法での情報の提出を再度強く要請してもらうこととされた。

- ・ 平成29年4月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している12人について，候補者の略歴，出向先から得た候補者の執務状況等を基に，判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され，審議の結果，いずれの者についても指名することが適当で

あると最高裁判所に答申することとされた。

・ 答申後に提出された情報等の取扱いについて

庶務から、平成28年12月2日の委員会において判事に任命されるべき者として指名することの適否について答申された者2名に関し、千葉県弁護士会所属の弁護士から東京地域委員会に対し平成28年12月21日付けで、愛知県弁護士会所属の弁護士から名古屋地域委員会に対し平成29年1月31日付けで、それぞれ情報提供があり、別の1名に関し、検察官又は弁護士でない個人から当委員会に対し平成29年1月6日付けの請願書が送付されたことが報告された。審議の結果、これらの情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないことが確認された。

また、今後は、答申後に提出された情報については、原則として当委員会としては考慮しないこととし、例外的に考慮すべきか否かにつき疑義がある場合には庶務から委員長に相談し、委員長が委員会に諮るべきであると判断したときは委員会で議論することとされた。

・ 指名候補者でない裁判官に関して委員会に対し寄せられた情報の取扱いについて

庶務から、上記請願書には指名候補者でない裁判官2名も対象者として記載されていることが報告された。この情報の取扱いについて審議した結果、その内容等に照らし、上記請願書は当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付しないこととされた。

また、今後は、指名候補者ではない裁判官に関して当委員会又は地域委員会に対し寄せられた情報については、原則として、当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付するが、人事評価の資料として用いることがおよそ考えられないような場合には例外的に送付しないこととし、例外的な取扱いをするかどうかの判断は当委員会又は地域委員会の庶務に一任することとされた。

(2) 次回の予定等について

- ・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、伊藤委員、稲川委員、大段委員、北村委員及び明賀委員の全員が留任することとされた。

- ・ 次回の予定について

次回の委員会は、7月7日（金）午後1時30分から開催され、平成29年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上